

# 富士市公共下水道総合地震対策計画策定業務委託 公募型プロポーザル業務説明書

## 1 業務の概要

### (1) 業務の目的

令和6年能登半島地震による上下水道施設に対する甚大な被害を踏まえ、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、上下水道管路等の耐震化の実施が強く求められている。

富士市公共下水道事業の耐震対策については、平成25年度に策定した「富士市公共下水道総合地震対策計画」に沿って進められており、また、令和7年1月策定の「富士市上下水道耐震化計画」についても当該計画との整合性が図られている。

しかし、能登半島地震により、下水道施設における耐震対策について、解決すべき課題が新たに発生したほか、課題解決の優先順位付けの変化等も発生した。

この変化に対応する「富士市公共下水道総合地震対策計画」の改訂が、国の新たな支援策に対応し、効果的、効率的に富士市公共下水道事業の耐震対策を進めるために必要となっている。

この改訂は、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための下水道総合地震対策計画と上下水道耐震化計画が一体となった改訂を想定している。

また、東部・西部浄化センターの耐震化においては、老朽化した設備類の改築事業との整合性も必要となることから、ストックマネジメント計画の内容を踏まえた総合地震対策計画の検討をしたい。

本業務は、富士市公共下水道事業における各種計画や、管路施設維持管理業務の一部分を組込み実施中の、富士市終末処理場管理運転等業務（ウォーターPPP）等の内容を踏まえた総合地震対策の検討と計画策定を目的とする。

### (2) 業務内容

#### ア 基礎調査

富士市公共下水道総合地震対策計画改訂に必要な内容について調査する。

各種計画（富士市総合計画、下水道関連計画、上水道関連計画、防災関連計画など、上下水道耐震対策業務と関連する計画全般）と連携した下水道総合地震対策計画策定業務により、耐震対策や維持管理の実績データ等を収集・整理し、実際の施設の不具合や耐震対策の状況などを把握する。

#### イ 能登半島地震の国の検討結果を踏まえた富士市公共下水道総合地震対策計画見直し検討

アの整理結果を踏まえて、富士市公共下水道総合地震対策計画の見直しの方向性を検討する。検討した方向性に基づき、中長期的な耐震対策事業量、リスクなどの検討結果により、複数の「耐震対策計画案」を作成し、総合的に評価し、当市における最適な耐震対策計画を選定する。

併せて、今後収集が必要となる耐震対策や維持管理データ項目についても整理する。

ウ 富士市公共下水道総合地震対策事業に必要な計画書の策定

本業務委託内容に基づき、「下水道事業の手引き」（日本水道新聞社）記載の下水道総合地震対策事業実施のための計画書等を作成する。また、下水道基幹施設耐震化事業実施のための計画書等についても作成する。

エ 報告書とりまとめ

上記 ア・イ・ウについて、報告書としてとりまとめる。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日～令和8年3月25日まで

(4) 契約限度額 15,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(5) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分を除く再委託（軽微なものを除く）であっても、再委託の額が全体の概ね3分の1以上となる場合は、再委託を認めない。本業務における「主たる部分」及び「軽微なもの」は以下のとおりである。

ア 主たる部分

- ・本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

イ 軽微なもの

- ・コピー、印刷、製本、資料の収集・単純な集計、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な計算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、収集及び単純計算

(6) 企画競争参加資格要件及び業務実施上の条件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

なお、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を市との間で行うものとする。その際グループを構成する全ての者が以下の参加資格要件に適合している必要がある。ただし、キの管理技術者に関する要件については、グループの代表者たる構成員のうち配置する管理技術者1名がその要件に適合していれば良いものとする。

また、共同提案を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書（様式15）を添付すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

ウ 富士市における建設関連業務委託競争入札参加資格において、土木関係建設コンサルタント下水道（登録有）に登録されている者であること。

- エ 富士市から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 過去5年以内に下記の双方の業務を実施した実績を有する者であること。
- ・上水道施設を対象とした地震対策計画策定委託業務
  - ・下水道施設を対象とした地震対策計画策定委託業務
- キ 管理技術者に関する要件
- (a)管理技術者の資格等
- 以下の資格のいずれかを有する者とする。
- ・技術士（総合技術管理部門又は上下水道部門）
  - ・その他技術士と同等と認められる資格
  - ・特別上級技術者（土木学会）
  - ・上級技術者（土木学会）
  - ・工学博士
- (b)管理技術者に必要とされる業務等の実績
- 管理技術者は、過去5年以内に、下記[1] [2] のいずれかの実績を有すること。
- [1] 上水道施設を対象とした地震対策計画策定委託業務
- [2] 下水道施設を対象とした地震対策計画策定委託業務
- ク 業務の打合せ回数は4回以上とし、第1回及び成果品納入時の打合せ時には管理技術者が出席するものとする。
- ケ 検討に必要な資料は貸与する。
- コ 支払い条件：業務完了後、一括払い。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・報告書（A4版） 3部
- ・原稿（電子データを含む） 1式
- ・その他職員の指示するもの 1式

なお、成果品一式の著作権は、富士市に帰属するものとする。

## 2 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年5月22日（木）から同年5月27日（火）まで  
（最終日は、午後3時までとする。）

- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。  
また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。  
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

電子メール [gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp)

- (3) 回答方法 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日間（休日を含まない）以内に富士市ウェブサイトに掲載する。
- (4) その他 質問に対する回答内容は、富士市公共下水道総合地震対策計画策定業務委託公募型プロポーザル方式実施要領もしくは事業説明書に追加又は修正として取り扱うものとする。
- (5) 提出書類 指定の様式による（様式1）

### 3 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年5月22日（木）から同年6月3日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市上下水道部下水道建設課計画担当  
静岡県富士市本市場 441-1（静岡県富士総合庁舎6階）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着。）
- (4) 提出書類 指定の様式による（様式2・様式5・様式6・様式7）

### 4 企画提案書で求めるテーマ

「上下水道施設を一体とした総合地震対策を実施する上で考慮すべき事項」

### 5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 企画提案書の作成上の基本事項  
企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本業務説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については無効とする場合があるので注意すること。
- (2) 企画提案書及び参考見積の作成方法  
企画提案書の様式は、様式10～16（A4版）とする。参考見積については任意様式によるものとし、企画提案書とあわせて提出することとする。  
また、企画競争参加資格要件のうち、1（6）ウについては資格審査結果通知書の写し、1（6）カ及び1（6）キについてはそれらを満たしていることが分かる資料（様式11及び様式12。業務の実績については、当該業務の契約書の写し。）を添付すること。  
なお、文字サイズは10ポイント以上を標準とする。

### (3) 企画提案書の作成に関する留意事項

様式	内容に関する留意事項
様式 10 (業務実施体制、再委託等の内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載する。</li> <li>・担当技術者は、実施する各分担業務の代表者を1名ずつ最大3名まで記載する。</li> <li>・企画提案書の提出者以外の法人に所属する者を担当技術者とする場合には、その法人名も記載すること。</li> <li>・他者に当該業務の一部を再委託（軽微なものを除く）する場合又は学識経験者の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、提案内容に占める概ねの割合（金額ベース）、その具体的内容及び必要とする理由（企業の特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> </ul>
様式 11 (企業の過去5年間の業務の実績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の1（6）カの実績について記載する。</li> <li>・記載する実績は、過去5年以内に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務は上水道、下水道とも1件とする。</li> <li>・図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚に記載する。</li> <li>・当該業務の契約書の写しを添付すること。</li> </ul>
様式 12 (管理技術者の経歴等及び管理技術者の過去5年間の同種又は類似業務等の実績等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者について、経歴等を記載する。</li> <li>・管理技術者について、1（6）キ(a)の資格等の保有状況を記載すること。加えて、資格等を保有していることが分かる資料を添付すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者が過去に従事した業務の実績について記載する。</li> <li>・記載する実績は、過去5年以内に完了したものとする。</li> <li>・現在の所属先と異なる所属先における実績を記載する場合は、当該業務を受託した時の所属先を記載すること。</li> <li>・1（6）キ(b)について満たしていることがわかる資料（業務の実績については、当該業務の契約書の写し）を添付すること。</li> </ul>
様式 13 (実施方針・実施フロー・工程表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。</li> </ul>
様式 14 (特定テーマに対する企画提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務説明書の4に示したテーマに対する取組み方法を具体的に記載する。</li> <li>・記載にあたり、概念図、出展の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いる事は認めない。</li> <li>・A4版で1枚に記載する。</li> </ul>
様式 15 (企画競争共同提案体協定書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同提案体の代表者、構成員等について記載する。</li> </ul>
任意様式 (参考見積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積を提出すること。</li> <li>・参考見積は、参考業務規模に比べ著しく乖離していると思われる場合、その妥当性について聴取することがある。</li> <li>・記載様式は特に定めない。</li> </ul>

### (4) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び様式10～15に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

## 6 企画提案書の評価

(1) 企画提案書の評価項目等は、以下のとおりである。

評価項目		評価の着眼点（評価基準）					配点
		A	A´	B	B´	C	
企業の経験 及び能力	専門性・経験（業 務執行能力）	過去5年間に業務の実績があるものと認められない場合には、 特定しない場合がありえる。					数値化 しない
管理技術者 の経験及び 能力	資格要件	技術士資格（総合技術 管理部門又は上下水道部 門）及びこれと同等 な資格又は工学博士を有す る。	特別上級 技術者（土 木学会）	上級技術 者（土木学 会）、RC CMを有 する。		左に該当 しない。	5
	専門性・経験（業務 執行能力）	過去5年 間に同種 業務の実 績経験が ある。				左に該当 しない。	5
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務理解度	目的、条 件、内容 が極めて 適切に表 現されて いる。	目的、条 件、内容 が適切に 表現され ている。	目的、条 件、内容 が概ね適 切に表現 されている。	目的、条 件、内容 の適切さ にやや欠 ける。	目的、条 件、内容 の適切さ に欠ける。	10
	実施手順	業務実施 手順を示 す実施フ ローが極 めて適切。	業務実施 手順を示 す実施フ ローが妥 当。	業務実施 手順を示 す実施フ ローが概 ね妥当。	業務実施 手順を示 す実施フ ローの適 切さにや や欠ける。	業務実施 手順に矛 盾がある。	5
		業務量の 把握が極 めて適切。	業務量の 把握が適 切。	業務量の 把握が概 ね適切。	業務量の 把握がや や不適切。	業務量の 把握が不 適切。	5

特定テーマ に対する企画 提案	的確性（必要なキーワードが全く示されていない場合、又は、現在の社会情勢等との整合が不十分である場合は加点しない。）	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている。	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）がほぼ網羅されている。	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が概ね示されている。	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）がやや少ない。		15
		考慮すべき主要事項が極めて適切に示されている。	考慮すべき主要事項が適切に示されている。	考慮すべき主要事項が概ね示されている。	考慮すべき主要事項の適切性がやや低い。		10
	実現性	提案内容の説得力が極めて高い。	提案内容の説得力が高い。	提案内容の説得力が概ね認められる。	提案内容の説得力がやや欠ける。	提案内容が荒唐無稽である。	10
		提案内容を裏付ける根拠が極めて明確に示されている。	提案内容を裏付ける根拠が明示されている。	提案内容を裏付ける根拠が概ね示されている。	提案内容を裏付ける根拠がやや乏しい。	提案内容を裏付けが明らかなでない。	10
		利用しようとする技術基準・資料が極めて適切。	利用しようとする技術基準・資料が適切。	利用しようとする技術基準・資料が概ね適切。	利用しようとする技術基準・資料がやや不適切。	利用しようとする技術基準・資料が不適切。	5
	独創性	周辺分野、異分野技術を採用した、極めて高度の検討解析手法の提案がある。	周辺分野、異分野技術を採用した、高度の検討解析手法の提案がある。	周辺分野、異分野技術を採用した、検討解析手法がある。	汎用的な検討・解析手法が多く提案の工夫が乏しい。	汎用的な検討・解析手法のみで、提案に工夫が見られない。	10
	再委託（軽微なものを除く）	提案内容に占める概ね割合（金額ベース）と内容の妥当性	再委託の割合が 1/3 以上の場合または提案内容の主たる部分を再委託する場合は特定しない。				数値化しない
	参考見積	業務コストの妥当性	10 点×全参加者の最低見積金額（円）/当該参加者の見積金額（円）※小数点以下四捨五入。			契約限度額を超える	10
	合計						100

- (2) 企画提案書の評価のため、必要に応じて管理技術者から説明を求める場合がある。
- (3) 特定された者に対しては、書面（特定通知書）により通知する。
- (4) 評価において、C評価のある場合は、非特定とする。
- (5) 合計点が 50 点未満の場合は非特定とする。

## 7 企画提案書及び参考見積の提出期限、場所、方法及びその他

- (1) 期限 令和7年6月30日(月)午後5時まで  
期限までに到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても特定しない。
- (2) 場所 富士市上下水道部下水道建設課計画担当  
住所 〒416-8686  
静岡県富士市本市場 441-1 (静岡県富士総合庁舎 6階)  
TEL 0545-67-2840  
FAX 0545-67-2895  
電子メール [gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp)
- (3) 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)の場合は10部(正本1部、副本9部)とし、  
電子メールの場合は各1部(正本1部、副本1部)とする。なお、副本の企画  
提案者名等は黒塗りし、特定されないように匿名化すること。  
(電子メールの場合には着信を確認すること。)  
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外の提出は無効と  
する。  
使用可能なソフトは以下のとおりとする。  
「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016」  
「Adobe Acrobat Reader 2023」以前の形式に限る。  
ファイルの総量は極力1メガバイト以内とすること。  
電子メールに直接添付すること。(企業オンラインストレージ不可)  
印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。  
なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。
- (4) その他 企画提案書の提出を以って別紙に記載されている暴力団排除に関する誓約事項  
について誓約を行ったものとみなす。(別紙・様式16)

## 8 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

- 企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査(評価)  
に係る質問は、受け付けないものとする。
- (1) 受付期間 令和7年6月10日(火)から同年6月13日(金)まで  
(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書」に記入の上、電子メールで送付する  
こと。また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨を連絡  
すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けない。  
メールアドレス [gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp)
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、質問を受理した日から10日間(休日を含まない)  
以内に電子メールにより行う。
- (4) その他 質問に対する回答内容は、富士市公共下水道総合地震対策計画策定業務委  
託公募型プロポーザル方式実施要領もしくは事業説明書の追加又は修正と  
して取り扱うものとする。
- (5) 提出書類 指定の様式による(様式3)

## 9 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 期限 令和7年6月30日(月)午前10時まで
- (2) 提出先 富士市上下水道部下水道建設課計画担当  
住所 〒416-8686  
静岡県富士市本市場 441-1 (静岡県富士総合庁舎6階)  
TEL 0545-67-2840  
FAX 0545-67-2895  
電子メール [gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:gesuiken@div.city.fuji.shizuoka.jp)
- (3) 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)、電子メール。  
(電子メールの場合には着信を確認すること。)
- (4) 提出書類 指定の様式による(様式4)

## 10 ヒアリング

- (1) 日時 令和7年7月4日(金) 出席を求める場合は、事務局より連絡する。
- (2) 実施場所 静岡県富士市本市場 441-1 (静岡県富士総合庁舎6階 第1会議室)
- (3) 出席者 出席者は、2人以内とする。
- (4) 実施の順番 企画提案書の受付順とする。
- (5) その他
  - ア ヒアリングの際、出席者は、市で準備した名札を着用すること。
  - イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
  - ウ 機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者で用意すること。
  - エ ヒアリングは、非公開で実施する。
  - オ ヒアリングは予定管理技術担当者が行うこと。
  - カ ヒアリングの出席依頼及び連絡事項がある場合は、事務局から企画提案者に令和7年7月2日(水)午後5時までに連絡することとする。
  - キ その他疑義が生じた場合、事務局にヒアリング前日の午後1時までに連絡すること。

## 11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及び説明に関する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 提出された企画提案書については、当該提案者に無断で2次的に使用することはしない。ただし、特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。  
また、提出された企画提案書等の書類は返却しないものとする。

- (4) 企画提案書の提出後においては、原則として企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は原則認めないものとする。
- (5) 技術者要件を設定した場合は、企画提案書提出後の有資格者等の変更は原則認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとする。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約の手続きの完了までは、市との契約関係を生じるものではない。
- (7) 企画提案書の特定は、富士市上下水道部が設置する審査委員会の意見を聴取した上で行う。

## 12 事業スケジュール（予定）

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

令和7年5月22日	公告	富士市ウェブサイトに掲載
令和7年5月27日	質問書提出期限	電子メールのみ受付
令和7年5月29日	質問回答	富士市ウェブサイトに掲載
令和7年6月3日	参加表明書の提出期限	持参又は郵送、電子メール
令和7年6月9日	参加資格確認結果通知	電子メールによる通知
令和7年6月13日	実施要領、業務説明書等に関する質問書提出期限	電子メールのみ受付
令和7年6月17日	実施要領、業務説明書等に関する質問回答の公表	電子メールによる回答
令和7年6月30日	企画提案書の提出期限	持参又は郵送、電子メール
令和7年7月4日	ヒアリング	
令和7年7月7日	優先交渉権者の特定等結果通知	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
令和7年7月中旬	契約締結	